# 第1回 条例改正検討部会 概要

□開催日 平成25年3月4日 午後2時から

□場 所 大阪府庁別館6階会議室

### (1) 検討課題について

- 〇議案説明(事務局)
- ○優先順位について確認
  - 議題1から5、7を優先して議論する
  - ・全委員に対して意見照会を行い、委員から提出された意見及び本日(3/4)口頭で説明された追加意見を事務局で整理し、第2回目の部会で議論する。

# (2) 条例改正検討事項に係る意見等

1 議案1から9

Ⅰ 議条Ⅰから9	
検討事項	課題、論点、意見等
1. 特商法の一部改正	・日本弁護士連合会においても積極的に導入を呼びかけるという考え。
①不招請勧誘の禁止	・府規則における「拒絶の意思を明らかに表明したところへの訪問販売禁
	止」は、条例で規制している自治体もあることから、府としても条例に
	おける不当行為としてはどうか。
	・自動車の押し買いなど、条例で対象をもう少し拾えないか。
②消費者と事業者間の	・特商法改正により押し買い(訪問購入)が規制されることから、条例に
取引行為の定義	おいても法との整合性を図る。
③クーリング・オフ期	・法が定める対象品目に関しては、意見なし。
間中の行為規制	・ただし、自動車など(対象外品目)の対応について検討は必要ではないか。
2. 消費者教育の推進	・独立した消費者教育という1つの大きな項目を立てるべき。
	・法律で、地方自治体が取り組むべき方向性(努力義務)が示されており、
	検討する必要がある。
	・計画を立てることや、協議会を設置することを検討すべき。
	・自治体としても、地元大学等との連携は非常に重要(自治体が大学等に対
	して被害防止の啓発等を行うよう促すものとすることが義務付け)
	・法を踏まえ、積極的に踏み込んだ形の議論が必要。
3. 消安法の一部改正	・条例は欠陥商品を前提にというイメージがあり、法改正の内容(財産に関
	する事故等の事態が追加)にあわせた修正を行う必要がある。
	・特に条例第8条等について改正する方向。

検討事項	課題、論点、意見等
4. 苦情審の実施規定	・苦情審査委員会の対応の一環としての事後公表であり、公表については条
	例において規定する必要がある。ただし、ADRであることから、名前を
	出すことには一定の配慮が必要。(要件に該当する場合(理由なく調停に
	欠席する 等)に事業者名を公表する等。)
	・あっせんにおいても当事者の出席を求めている等、現実と乖離している部
	分については改正する必要がある。
	・調停とあっせんを区別する必要性について
	・調停、あっせんにおける公表規定等の整備については、今回の議論を踏
	まえ、深く検討していく。
5. 自主行動基準の届出	│ ・自主行動基準のポリシー、哲学あたりを深堀して論議する必要がある。
	・一定、事業者をいい方向に導く、誘導していく効果はある。
	・基準を設けるという行為そのものが一定歯止めにはなるのではないか。
	・基準を設けて拒絶した場合、理由を業者に示さなければならなくなるが、
	府として問題はないのか。判定基準を設けて、判定するという仕組みは重
	い。
	・あまり重い仕組みにすることにより、得られるメリット、コストパフォー
	マンスの観点は議論としてある。
	・良し悪しは、最終的に消費者が判断すると言う仕組みになればという考
	えもある。
	・届出に際し、苦情が多い、少ないはあまり特段の要件になっていない。
	・今日までの自主行動基準部会での蓄積があるので、それを踏まえて、一定
	の方向性に結びつけることができれば良いのではないか。
6. 悪質事業者への勧	・今回の改正から除外する必要はない。検討する。
告・指導の実施	
7. 消費者基本計画	・消費者行政においても目標を立て、達成状況を検証する必要がある。
(委員からの意見)	・他の自治体でも条例に規定を設けている。府も積極的に取り入れるべき。
	・各府県の基本計画がどのようなスパン、内容であるかの情報が必要。
	・どの程度の施策を網羅しているか。
	・次回以降に向けて、このあたり運用実績のところをわかる範囲で調べてほ
	しい。【資料3】
	・計画を立てれば必然的に、施策の見直しが必要。
	・H17年の条例改正の際、毎年施策概要を取りまとめるということで見送っ
	たもの。計画があれば施策の見直しも行うことになる。

改正に係る検討事項	課題、論点
8. 条例名称	・優先的に検討する理由は乏しい。
(委員からの意見)	・価値観の問題である。
	・国レベルではなくしている。
	・行政サイドは、消費者側の立場に立ってほしいという思いもある。スタン
	スの問題。
	・全委員の意見を聞く。意見分布のようなものがあれば、今後の判断材料に
	なる。
9. 集団的消費者被害回	特に、議論なし。
復制度	
(委員からの意見)	

#### 2 第1回検討部会で事務局から口頭で説明したもの

- ① 訴訟対応の強化
  - ・裁判になった事案にかかる応訴のアドバイス、裁判所への付き添い、法廷での補助
- ② 苦情処理のあっせん等
  - ・苦情審の開催が少ない。苦情審の結果の公表までを条例に明文化すれば同様の事例解決に大きく 寄与し、事業者への抑止力にもなる。
  - ・苦情審への申告を簡便にし迅速に動けるよう体制づくりを明記できないか。
- ③ 消費者教育推進計画の策定
  - ・消費者推進計画を立て消費者教育推進地域協議会を設置を求める。
- ④ 不当な取引行為の防止
  - ・特商法の改正による「訪問買取」についても条例に追加すべき。また、不招請勧誘については、 全ての商品を条例の対象とする。
- ⑤ 訪問販売お断りステッカー等
  - ・訪問販売・電話勧誘販売については不招請勧誘禁止とすべき。訪問販売お断りシールの文言にある「悪質な」を削除し、「訪問販売による一切の勧誘をお断り」とし条例に意思表示であることを 位置づける。

#### 3 その他の意見等

- 〇訴訟の援助について (吉田委員)、
  - ・苦情審のあっせん又は調停を経ることが要件。
  - ・事業者からの消費者相手に訴えを提起してくる事案が増えており、規定を改正してこれに対応できるようにとの要望があった。
  - 神戸市は、審議会で適当と認めたら援助できるという規定となっている。
  - (会長:法テラスとの関係が重複する。)
  - あっせん又は調停で拾い上げる件数が少ない。府でもっと件数を拾い上げるという運用であれば、 良いと思う。予算との関係もあると思うが。
  - ・(会長:本件も検討したいと思う)